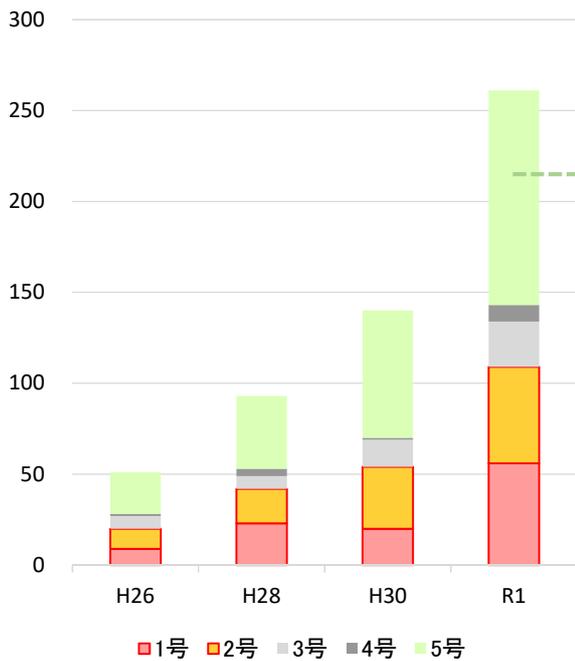


## 通常第一審終局前の保釈取消人員に係る保釈取消事由（全地方・簡易裁判所）

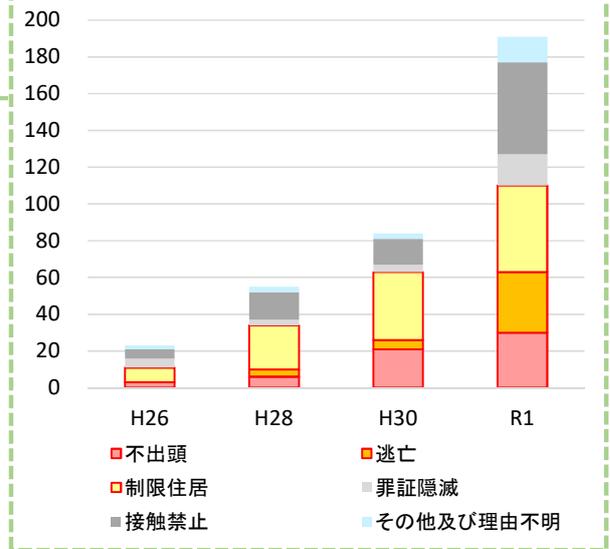
## 通常第一審終局前の保釈取消人員に係る保釈取消事由 (全地方・簡易裁判所)

	保釈取消人員	刑訴法96条1項所定の保釈取消事由													左の事由によらない保釈取消人員
		1号	2号	3号	4号	5号	違反した条件の内容								
							不出頭	逃亡	制限住居	罪証隠滅	接触禁止	その他	理由不明		
平成26年	52	9	11	7	1	23	3	0	8	5	5	0	2	16	
平成28年	75	23	19	7	3	40	6	4	24	3	15	3	0	26	
平成30年	130	20	34	15	1	70	21	5	37	4	14	3	0	56	
令和元年	219	56	53	25	9	118	30	33	47	17	50	12	2	60	

刑訴法96条1項所定の保釈取消事由別の数



刑訴法96条1項5号による取消しの場合の条件の内容別の数



※ 法務省刑事局(平成26年、平成28年及び平成30年)及び最高裁判所事務総局(令和元年)による調査結果に基づき、法務省刑事局において作成した。なお、平成26年については、事件記録が既に廃棄等されていたために調査できなかったものがある。

※ 「保釈取消人員」は、延べ人員である(司法統計年報による)。

※ 刑訴法96条1項所定の保釈取消事由の複数に該当して保釈が取り消されている場合には、各号の欄に重複して計上しているため、各号及び「左の事由によらない保釈取消人員」の合計数と保釈取消人員数は一致しない。

※ 「違反した条件の内容」は、保釈条件違反(同項5号)を理由とする保釈取消の場合における条件違反を抽出して計上したものであり、複数の条件違反に該当する場合は、各条件の欄に重複して計上しているため、これらの合計数は、5号の欄に計上した数と一致しない。

※ 「不出頭」、「逃亡」、「制限住居」、「罪証隠滅」及び「接触禁止」は、それぞれ、実務上一般に定められている次の①から⑤までの条件の違反のことである。なお、「その他」としては、例えば、裁判所の許可なく海外渡航をした場合などがある。

- ① 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出席しなければならない。出席できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、裁判所に届け出なければならない。
- ② 逃げ隠れをしてはならない。
- ③ 指定した住居に居住しなければならない。住居を変更する必要があるときには、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- ④ 罪証隠滅と疑われるような行為をしてはならない。
- ⑤ 弁護人を介する以外の方法により、被害者及び事件関係者との接触をしてはならない。

※ 「左の事由によらない保釈取消人員」は、刑訴法96条1項所定の事由によらずに、裁判所が職権で保釈を取り消した延べ人員である。